### 参考資料

平成26年6月12日

#### NISA(少額投資非課税制度)の概要

#### 【趣旨】

①家計の安定的な<u>資産形成の支援</u>及び②経済成長に必要な<u>成長資金の供給拡大</u>の両立を図ること

項目	内 容	H26年か 10年間		27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の 配当・譲渡益	H26年	100万投資		→ 				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,	>	
	   左	H27年		100万投資	100=10.70	→ 1				1	<u> </u>	
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限 (ロールオーバー可)	H28年 H29年			100万投資	100万投資		<u> </u>			]	
投資可能期間	10年間 (H26年~H35年)	H30年					100万投資		$\rightarrow$			
	(HZ04~H354)	H31年						100万投資		$\rightarrow$		
非課税期間	最長5年間	H32年							100万投資		$\rightarrow$	
		H33年				:有してし 益が非誤		最大5年		100万投資		<del>-&gt;</del>
損益通算	特定口座等で生じた配当・ 譲渡益との損益通算は不可	H34年	※ 5 てす	年経過 非課税货	後は、N R有を続	ISAの剝	たな枠 ールオ	を活用し ーバー) ち			100万投資	
		H35年 ————	<i>/ / / / / / / / / /</i>	・週帯の	ロ座に	多しし、	本本元 1木	1月。	18.4			100万投資

平成25年12月末時点の口座開設件数等(国税庁発表)

口座開設数 : 474万7,923口座 口座開設申請数 : 569万1,449件

#### NISAの利便性向上(平成26年度税制改正)

#### NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上

#### 【現状及び問題点】

- 平成26年1月より開始されるNISAの普及・定着により、自助努力に基づく家計の資産形成の支援・促進と、経済成長に必要な成長マネーの供給拡大の両立を図ることが期待されている。
- ○しかし、現在導入が予定されているNISAについて、
  - ・同一勘定設定期間内(最長4年間)における口座開設金融機関の変更ができない
  - ・<u>一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない</u>等、利用者にとって不便な点がある。
  - ⇒NISAの普及・定着を図る観点から、早期に同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要。

#### 【大綱の概要】

- ONISA口座開設等の柔軟化
  - ①NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める
  - ②NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める
- 〇検討事項

NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する

#### 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書(平成25年11月20日公表) 概要

#### ① 運用目標・方針

- ・ デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえれば、国内債券を 中心とする現在のポートフォリオの見直しが必要。
- 収益目標を適切に設定するとともに、リスク許容度の在り方についても検討すべき。

#### ② ポートフォリオ(運用対象)

- ・ 新たな運用対象(例えば、REIT・不動産、インフラ、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ、コモディティなど)の追加により運用対象の多様化を図り、分散投資を進めることを検討すべき。
- アクティブ運用比率を高めることを検討すべき。その際、一部をベビーファンド(基本ポートフォリオの中で一定の 資金額を設定し、ある程度の独立性を持たせて柔軟な運用を行うもの)として特別に管理することも考えられる。
- ベンチマークの選択に工夫を凝らすこと等でリターン向上を目指すことが望ましい。株式運用のベンチマークについては、より効率的な運用が可能な指数(例えばROE等も考慮した新たな株式指数等)を利用するなど、改善策を検討すべき。

#### ③ リスク管理体制等のガバナンスの見直し

- ・ 所管大臣との関係により運用機関の自主性や創意工夫が損なわれないよう留意する必要。
- ・ 資金運用の重要な方針等については、利益相反にも配慮した常勤の専門家が中心的な役割を果たす合議制により 実質的な決定を行う体制が望ましい。
- 運用対象の多様化やリスク管理等の高度化を図るためには、第一線の専門人材が必要であり、報酬体系の見直しを 含めた対策が不可欠。
- 資産・負債の両面に係るフォワード・ルッキングな(先行きを見据えた)リスク分析が必要。

#### 4 エクイティ資産に係るリターン最大化

 株式などのエクイティ資産への投資については、長期投資を前提としてリターン向上を目指す必要があり、投資先との 緊密な対話や適切な議決権行使が求められる。このため、日本版スチュワードシップ・コードに係る検討を踏まえた 方針の策定・公表を行い、運用受託機関に対して、当該方針にのっとった対応を求めるべき。

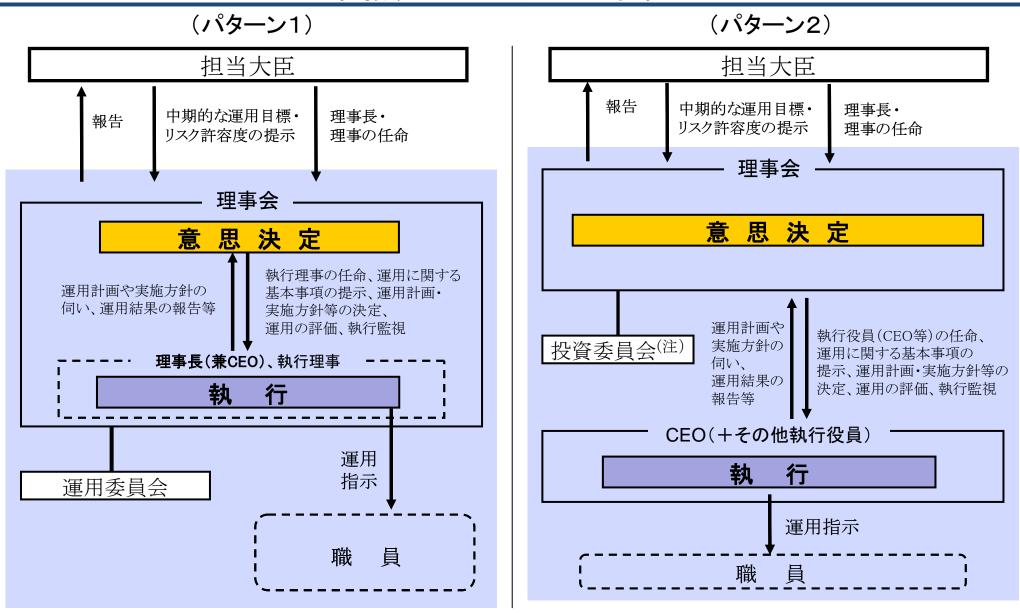
#### (参考) 規模の大きな資金運用専業機関(GPIF)のガバナンス体制及び改革の工程表

#### ガバナンス体制

- ① 新たな立法を行い、固有の根拠法に基づき設立 される法人に法人形態を変更(別紙1参照)し、金融・ 投資についての十分な知識を有するメンバーで 構成される合議制の理事会において重要方針を 決定する体制とすべき。
- ② 新たな立法までの間の過渡的な対応として、既存の運用委員会に複数の常勤委員を配置して、資金 運用の重要方針等に関して実質的な決定権を 持たせるべき。
- ③ 閣議決定等による人員数、給与水準、経費等の 面での制約はできる限り緩和し、専門性のある 理事長、理事、運用委員会委員、運用スタッフの 強化を図るべき。
  - ※ また、市場との対話を緊密に行う必要性等に鑑み、 本拠地は東京都に置くべき。

#### GPIFに係る改革の工程表

- ① 経済・市場環境の変化に遅れることなく ポートフォリオの見直しや、それに見合ったリスク 管理を含むガバナンス体制の見直しを継続的に 実施する必要。
  - ⇒ 次の3つのフェーズ毎に具体的な改善策を提言 (別紙2参照)。
    - (イ)直ちに取り組むべき課題
    - (ロ)今後1年を目途に取り組むべき課題
    - (ハ)法律改正を行った上で目指すべき姿
- ② 各フェーズにおける運用の見直しと、リスク管理 を含むガバナンス体制の見直しを、セットで実施 することが重要。
  - ※ なお、制度三共済など、その他の規模の大きな運用 機関においても、それぞれの規模及び性格に応じて、 運用及びリスク管理の見直しをできる限り迅速に進める ことが求められる。



(注)理事会本体は基本ポートフォリオ・運用対象等の基本的事項を審議・決定し、より具体的な運用計画・実施方針等については、一部の理事等で構成される投資委員会が審議・決定する仕組み。なお、投資委員会のほか、リスク管理委員会・ガバナンス委員会等の設置についても検討。

#### 運用・管理等の見直しに係る工程表

	直ちに取り組むべき課題	1年を目途に取り組むべき課題	目指すべき姿
運用の見直し (分散投資の促進等)	<ul> <li>現在の基本ポートフォリオの枠内での運用の見直し (かい離許容幅を利用した柔軟な運用や、アクティブ運用の見直しなど)</li> <li>収益目標・リスク許容度のあり方の検討</li> <li>パッシブ運用における新たなベンチマークの検討</li> </ul>	<ul> <li>財政検証の結果を踏まえた新たな基本ポートフォリオの決定</li> <li>新たな運用対象(流動性の高いものや資産評価の容易なものが中心)の追加</li> <li>ベビーファンドの設置</li> </ul>	● 新たな運用対象(流動性の 低いものや時価評価を常時 行うことが困難なものも含む) の追加

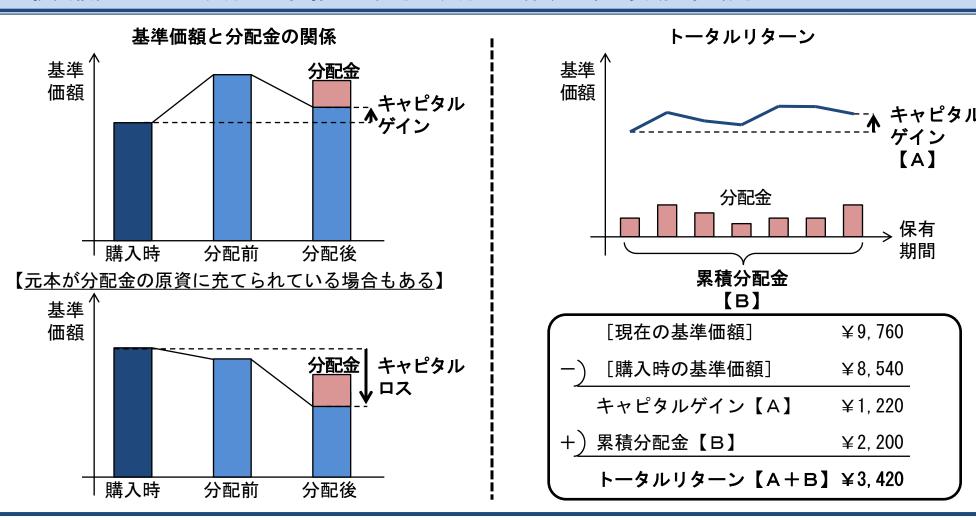
#### 運用の見直しとリスク管理を含むガバナンス体制の見直しはセットで行う必要

リスク管理の 見直し	<ul> <li>物価や金利の上昇に備えたリスク管理策の検討・実施(物価連動国債への投資やリスクヘッジのためのデリバティブの利用など)</li> <li>フォワード・ルッキングなリスク分析の検討</li> </ul>	•	財政検証の結果を踏まえた フォワード・ルッキングなリスク分析 に基づくポートフォリオの構築	•	新たな運用対象(流動性の 低いものや時価評価を常時 行うことが困難なものも含む) の追加に伴うリスク管理策の 実施
ガバナンス体制の 見直し	受 計機関 報酬の道 入	•	人員数、給与水準及び経費等に 係る制約の緩和を受けた 運用委員会委員の常勤化、及び 専門性の高い人材の採用	•	法人形態の変更による理事会 の設置及び専門性の高い運用 体制の整備

#### 投資信託におけるトータルリターンの通知制度

#### 【背景・課題】

○ 投資信託について、分配の多寡が注目され、分配に伴う元本の変動が見落されがち



【日本証券業協会の自主規制規則の内容(平成26年12月より実施)】

⇒ トータルリターン(分配の累積額+キャピタルゲイン・ロス)を把握できる書面等を投資家に提供する

#### 販売手数料収入重視の投信営業の見直しに向けた取組みの促進

#### 「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日) 〈抜粋〉

「投資信託等については、若年者から高齢者に至るまでのライフサイクルに適合した商品の開発・普及促進が不可欠である。短期間の商品乗換えによる販売手数料収入重視の営業を見直し、運用に係る透明性向上とともに、投資家のライフステージを踏まえ、真に顧客の投資目的やニーズに合う、個人投資家の利益を第一に考えた商品の開発・普及促進に向けた取組みを強力に進める必要がある。また、その販売においては、個人投資家のニーズに合致し、長期的な資産形成につながる商品を選択して推奨することが必要である。」

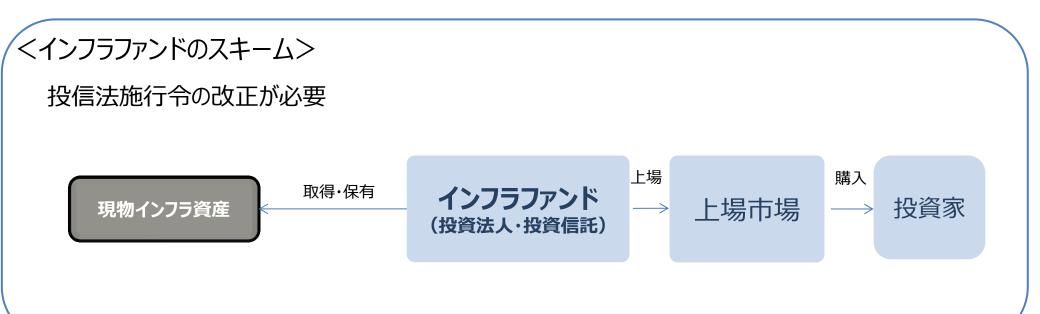


上記を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に監督上の留意点を追加(平成26年3月7日改正)

#### ○営業員の業務上の評価に係る留意事項

顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、<u>営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重することなく、預り資産の増加等の顧客基盤の拡大面についても適正に評価するものとなっているか留意して監督する</u>ものとする。

#### インフラファンドに係る政令改正



- ✓ 投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場を日本取引所グループが創設予定。
- ✓「直接保有」については、不動産に該当しない現物インフラ資産が、主たる(50%超の)投資対象資産(「特定 資産」※)となっていないため、投信法施行令の改正が必要。
  - ※現行の投信法施行令における「特定資産」: 不動産、有価証券 等
- ✓ 具体的には、投資法人等による投資ニーズが見込まれる再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を投信法施行令の改正により追加することを予定。

#### ヘルスケアリート活用に向けた閣議決定・提言、検討委員会での議論

#### 日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)〈抜粋〉

- 安心して歩いて暮らせるまちづくり
  - ① 民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等(来年度中)

#### 好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定)〈抜粋〉

- (1)競争力強化に資する設備投資等の促進
  - ヘルスケアリートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給の促進

#### 「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日) 〈抜粋〉

「また、市場への資金供給を拡大するための施策の強化に取り組むことを提言する。例えば、東証による上場インフラファンド市場の創設やそのための制度面での支援、JPX日経インデックス 400 連動商品の開発・普及促進を進めるとともに、PPP・PFIの活用、インフラファンドやヘルスケアREITの組成に向けた環境整備、JBIC等における債権流動化等を促進することが有効である。」

国土交通省「ヘルスケア施設供給促進のための不動産証券化手法の活用及び安定利用の確保に関する検討委員会」(平成25年3月取りまとめ公表)

一般社団法人不動産証券化協会「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関する実務者検討委員会」(平成25年12月中間取りまとめ公表)

#### ヘルスケアリートの組成・上場推進に向けた環境整備

#### 一般社団法人不動産証券化協会「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関する実務者検討委員会」中間取りまとめ

- ヘルスケア施設や施設運営者(オペレーター)に係る情報開示及びデューデリジェンスのあり方等に関して、実務的な議論・整理を実施。
- ーリートがヘルスケア施設を取得・運用する際に、オペレーターからの情報開示を必要とする項目を整理。また、開示におけるオペレーター側の不安等の課題を洗い出した上で、対応策を整理。
- ーリートから投資家への情報開示について、ヘルスケア施設への投資比率や賃料形態等に応じて投資家が必要とする情報を分かりや すく提供すべきことを指摘。
- ーリートがヘルスケア施設を取得する際に施設利用者の不安を招くことのないよう、オペレーターやリートが利用者への丁寧な説明を 行うべきことを指摘。

#### 東京証券取引所において、

- ▶ ヘルスケアリートの上場を念頭においた開示項目追加のための上場規程、実務指針等の改正(平成26年4月)
- > ヘルスケアリート上場相談窓口の開設、東証HPを通じた情報発信の開始(平成26年4月)

#### 投資信託協会において、

- ▶ 資産運用会社がヘルスケア施設に投資する際に以下のような社内体制の整備を求める協会規則、ガイドラインの策定(平成26年5月施行)
  - ーオペレーターから必要な情報を得るにあたっての、オペレーターの実情等を勘案した対応(オペレーターにおけるデータ整備・情報提供体制構築に向けた支援、秘匿性の高い情報の適切な取扱い等)
- ーヘルスケア施設がリートの投資対象となることで、施設利用者に不安を惹起することがないようにするための施設利用者への情報提供等の対応(リート側の事情によりサービスの質の低下や、施設の転用、賃料引上げ等が生じる可能性について、施設利用者の懸念、不安を払拭するための情報提供等)
- 一一般的な開示項目に加えたヘルスケア施設特有の事情についての投資家への開示(オペレーター自身や事業評価に関する情報の開示等)

オペレーターへの周知・啓蒙を行うため、不動産証券化協会や金融庁、東京証券取引所が中心となり、オペレーター側の協会(有料老人ホーム協会、サービス付き高齢者向け住宅協会など)とも連携し、オペレーター向け合同説明会を開催(平成26年5月~)

#### アジア金融連携センターの設置

#### 目的

- アジア諸国の金融規制当局との連携を深め、国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信していくー助とする
- アジア諸国の金融規制当局との協力体制を強化することにより、日本企業・金融機関のアジアにおける円滑な事業展開の確保に貢献する
- 〇 アジアの金融・資本市場に係る諸課題や体系的な技術支援の在り方についても検討を行い、アジアの金融インフラ整備支援 に活用する

#### 活動

- アジア諸国の金融規制当局者を研究員としてアジア金融連携センターに招へいし、センターにおいて、主に、
  - ① 国際的な金融規制改革がアジアの金融・資本市場に与える影響(バーゼルⅢ、店頭デリバティブ規制等)
  - ② アジアの金融・資本市場に係る諸課題や今後のあり方(証券市場振興、今後の規制・監督のあり方等)

等について議論。アジアの金融規制当局者との連携を深め、市場に関する課題について知見を蓄積するとともに、金融庁における国際金融規制改革等に関する意見の形成に貢献。

- また、日本企業・金融機関の事業展開が行われている又は期待される国の市場の課題についての調査・研究を行い、アジア 諸国の金融規制当局との協力体制を強化。併せて、日本をはじめとする各国の金融機関や取引所等がそれぞれリスク管理能 力や取引システム等の優位性を発揮し、アジア全体として成長を目指す金融インフラ整備のあり方について、総合的な検討を 行う。
- さらに、研究員を中心に上記議論や調査・研究結果に関する国際会議・セミナーを主催し、アジアに関係する市場関係者及び金融規制当局者を広く招き、更なる連携の強化を図る。

#### 期待される効果

- アジア諸国と戦略的に連携して国際的な金融規制改革の議論において意見発信を行うことにより、グローバルな金融・資本市場の安定に貢献し、日本をはじめとするアジアの国際的なプレゼンスが向上。
- アジア諸国の金融規制当局との協力体制を強化することにより、日本企業・金融機関のアジアにおける円滑な事業展開を確保。同時に、日本をはじめとする各国の金融機関等がその優位性を発揮することが可能となる金融インフラの整備を通じ、アジアの成長を日本の成長に取り込む。

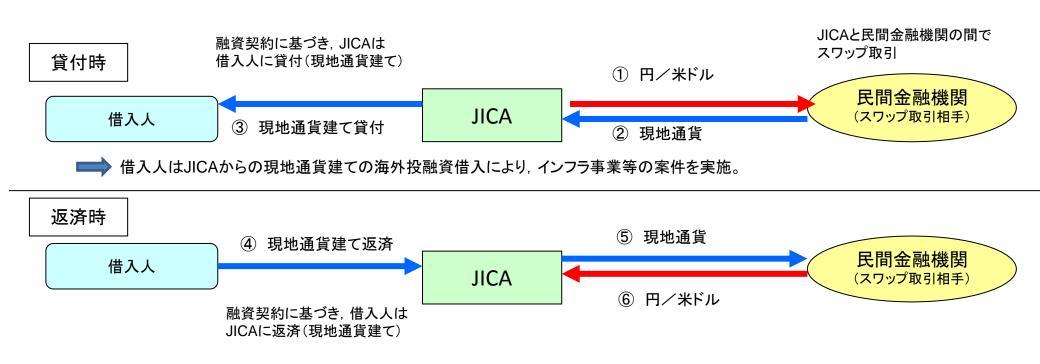
#### JICAによる現地通貨建て海外投融資

#### く実施の背景>

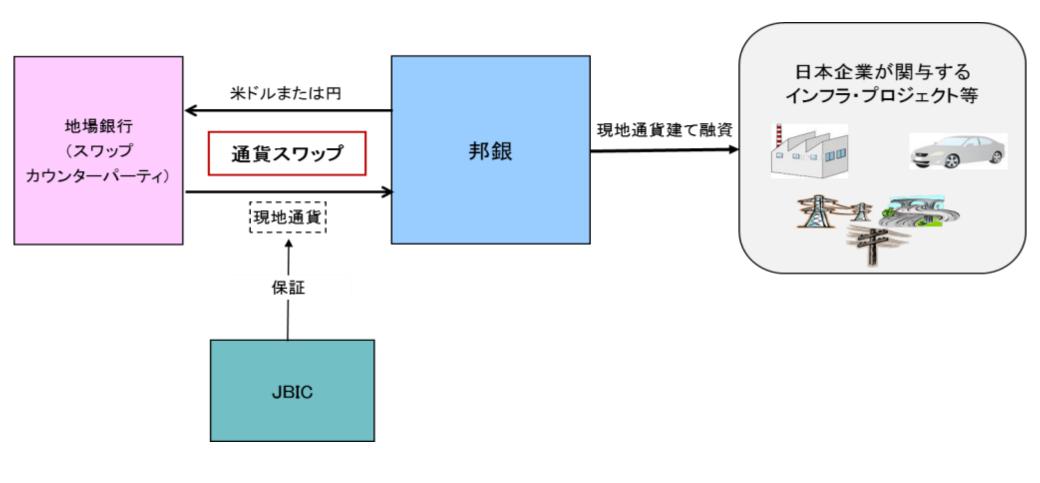
海外投融資による支援が想定されるインフラ案件においては、事業収入はドル建てまたは現地通貨建ての場合が大半であるが、現状のJICA海外投融資での融資通貨は円のみであるため、為替リスクは借入人である民間企業等が負担している。

#### <制度概要>

借入人の為替リスクを低減し、日本企業の海外でのインフラプロジェクト進出支援に向けた海外投融資の戦略的な活用のため、現地通貨建て融資を行うもの。



#### JBICによる銀行間通貨スワップ保証







2014年1月8日

NITY >アジア太平洋地域内の共通決済制度構築に向けた金融システム標準化作業に参画へ - タが日本企業として初めて Asian Payment Network (APN) 〜 加盟

株式会社NTTデータ 株式会社NTTデータ経営研究所

株式会社NTTデ (以下 APN)から日本企業として初めて加盟承認を受けました -タは、アジア太平洋地域内の共通決済制度構築を目指す団体である、Asian Payment Network

4LLN を開始します。 夕は、APN 加盟をうけ、APN 加盟のアジア太平洋各国の企業と連携し、アジアリテ ーろ次済アジネスの検討

#### 「背景」

シア・インドネシア・タイ)の中央銀行主導により設立された団体で、現在 10 ヵ国、12 事業者が加盟し、各国間における APNは、「アジアにおける新しいリテ ・ル決済分野の新たな仕組みの検討・提供を行っています。 - ハ決済ネットワーク」を目指し2006年にASEAN 主要国(シンガポール・シレ

FITNT K 要性が高まるという想定から、株式会社NTTデ NTTF -タは、日系企業や邦銀のアジア進出が活発化するなか、アジア域内においてリテ ータ経営研究所)と共同で APN への加盟検討を続け、今回の加盟承認に至りました - 夕経當研究所(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:豊田 充、 ール決済サ ピスの必

加盟を通じて日本の金融機関と各国金融機関等との連携がより促進されていく可能性があります。 「民間事業者のアジア城内のATM相互接続ネットワークの参加を後押し」することが言及されており、今後当社のAPN なお、12 月 13 日に金融・資本市場活性化有職者会合が発表した「金融・資本市場活性化に向けての提言」におい "アジアの潜在力の発揮、地域としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長"を実現する具体的施策として、

NTTデータでは、日本国内で長年培ってきた決済ネットワークのノウハウを活用し、国内金融機関とともにアジアリ - ル決済の新しい仕組みを提供していく考えです。

## 【APN 加盟によるメリット】

本国内において現金の引き出しや銀聯サービスと同様にショッピングに利用することが可能になります。 ている各国金融機関とオンラインで接続され、アジア・太平洋地域の各国からの観光客等訪日外国人が、 国内金融機関はNTTデータが 2014 年をめどに開発を予定しているシステムを通じて、APN に加盟し 日本人の海外渡航者が ASEAN 各国にて容易に現地通貨の引き出しを行うことが可能となります ш



# 民間事業者のアジア域内のATM相互接続ネットワークへの参加②

### 「今後について」

NTTデータでは、決済総合ネットワーク「CAFIS\*\*\*」、統合ATMスイッチングサービス\*\*\*等における実績を生かしてAPNでの標準化作業に積極的に参画していくことで、アジアのリテール決済分野における日本の存在感を増していきたいと考えています。また、新たなサービスの開発に主体的に関わっていく中で、日本の先進的な決済サービ スを金融機関と共同の検討しつつ、APN参加国へ提供する予定です。

#### 参表

# Asian Payment Network(APN)

国で接続が進んでいます。 国・中国・オーストラリア・ニュージーランド)も加盟し、現時点ではフィリピン、ベトナムを含む計10ケ 「アジアにおける新しいリテール決済ネットワーク」を目指し、2006 年、ASEAN 主要国(シンガポール・マレーシア・インドネシア・タイ)の中央銀行主導により設立されました。2010 年以降、非 ASEAN 諸国(韓

進めています。 現在は、ATM(現金引き出し、残高確認、POS、郷里送金)に関する標準化を進め、将来は、デビットカード、クレジットカード、ファンドトランスファー、モバイル・ネットバンキングへの適用も視野に入れて検討を

この様に、APN がその活動を活発化していくことによって、ドルを介さない市場が形成され、日本円の国際化にもつながり得るものと考えます。

# APN 加盟決済事業者(接続国) ※2013 年 9 月末時点

Network for Electronic Transfers (Singapore) Pte Ltd (NETS) (シンガポール)

Malaysian Electronic Payment System Sdn Bhd (MEPS) (トフリツ

Malaysian Electronic Clearing Corporation Sdn Bhd(MyClear)(マレーシア)

National ITMX Co., Ltd. (ITMX) (タイ)

PT. Artajasa Pembayaran Elektronis (インドネシア)

PT. RINTIS SEJAHTERA (インドネシア)

MegaLink, Inc. (フィリピン)

Korea Financial Telecommunications & Clearings Institute (KFTC) (韓国)

中国銀聯 (中国) The Vietnam National Financial Switching Joint-Stock Company (Banknetvn) (ベトナム)

Strategic Payments Services Pty Ltd (オーストラリア)

Paymark Ltd (ニュージーランド)

#### E1 CAFIS

注2 統合 ATM スイッチングサービス オンライン・ドランザクションを中継するサービス。1984年2月よりサービス開始し、月間下ランザクションは4億年を超える日本最大級の決済インノル NTTデータが遍常する、クフジットカード会社、金廉義闘、会業、活闘店の関心、クフジット書談(耳信原会、売り上げ、等)および、資金等豊香集の

2004年1月よりサービス開始し、オンライン取引中継に入われ、日次の資金決済データをマルチラナラルネッティングに入集計・計算し提供している。 NTTデータが運営する、国内1300強の金融機器即ぐCD/ATMを相互接続し、オンライン取引(出金、残高原金、接送、等)を中継するサービス。

\*「CAFIS」は日本国内における株式会社NTTデータの登録商標です。

\*その他の商品名、会社名、団体名は、各社の商標または登録商標です。

# 【本件に関するお問い合わせ先】

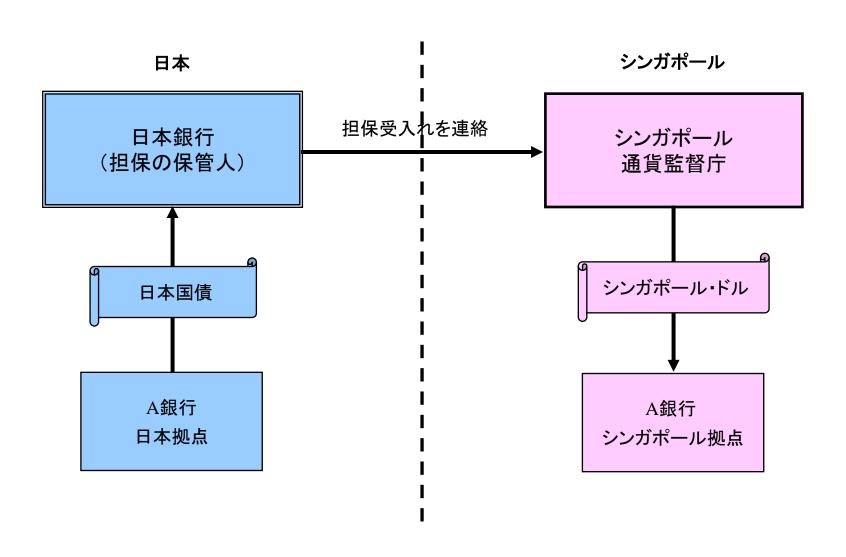
			•
戸田	広報部	株式会社NTTデータ	報道関係のお問い合わせ先
	戸田	広報部 戸田	株式会社NTTデータ 広報部 戸田

Tel: 03-5546-8051

- 製品・サービスに関するお問い合わせ先 株式会社NTTデータ 株式会社NTTデータ 第一金融事業本部 カード&ベイメント事業部 ソリューション営業担当 北田 ビジネス企画担当 木村、菅野、河合 Tel: 050-5546-8574/050-5546-8577
- 製品・サービスに関するお問い合わせ先 株式会社NTTデータ経営研究所 グローバルコンサルティング本部 山上、寺島、若杉 Tel:03-5213-4250

#### 日本国債担保による現地通貨供給(クロスボーダー担保取極)

#### 2014年4月にシンガポールと構築したスキームのイメージ図



#### アジア諸国との二国間通貨スワップ取極の拡充

国名	規模(億米ドル)	備考
インド	500	2014年1月10日に既存の150億米ドルから拡充。
インドネシア	227.6	2013年12月12日に既存の120億米ドルから拡充。
フィリピン	120	2013年12月13日基本合意。 拡充に向け協議中(現行契約の規模は60億 米ドル)。
シンガポール	30	2013年12月13日基本合意。 再締結に向け協議中(30億米ドル規模の旧契 約は2011年11月に失効)。

#### 地域金融協力(社債市場の整備・域内クロスボーダー債券決済インフラ)

#### 概要

- ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF: ASEAN+3 Bond Market Forum)(※1)において、クロスボーダー 債券取引の拡大を目指し、システム処理を可能な限り自動化し省力化を図るため、ASEAN+3域内各国に おける決済指図の標準化に向けた検討が進められている。
  - ※1 アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)の下、我が国主導で、アジア域内のクロス・ボーダー債券取引促進に向け、市場慣行の標準化や規制調和化を議論するための共通の場として、官民双方の専門家からなるフォーラムとして設置(2010年9月)。

#### ASEAN+3各国の債券取引決済フローの調査

- ASEAN+3域内においては、国ごとに、債券取引にあたって金融機関間でやりとりする決済指図について、盛り込むべき内容等が独自の仕様(※2)となっている。
  - ※2 例:日付記載の欄に、日本では、決済日を入力。ベトナムでは、データ入力日を入力。
- 同様に、国ごとに、国内の決済指図の一連のフローも異なる(※3)。
  - ※3 例:社債DvP決済時のフローについて、日本では「保振(CSD)→日銀(RTGS)」であるのに対し、シンガポールでは「中銀(RTGS) →CSD」と、順序が異なる。
- 域内各国における債券取引決済フロー(決済指図の内容を含む)の現状について調査が進められ、昨年12月末時点における各国の状況についての調査結果報告書が本年5月に公表されたところ。

#### 域内のクロスボーダー債券取引決済の標準化に向けた研究

○ 上記調査も踏まえ、各国の決済指図のフローを標準化するため、参照モデルを開発中。

# (参考)ASEAN+3債券市場フォーラムによる調査結果報告書の公表①

お知らせ



2014年5月1日

# ASEAN+3 〜ASEAN+3 でのクロスボーダー債券取引の標準化にむけた取り組み〜 債券市場フォーラム・サプフォーラム2報告書の公表について

株式会社NTTデ Ý.

Information on Transaction Flows and Settlement Infrastructures」を、ABMF 事務局であるアジア開発銀行 促進するために様内債券決済インプラの18020022に準拠した標準化を進めています。 を通じて公表しました。ABMF SF2 はこれまでの成果を基に、ASEAN+3 におけるクロスボーダー債券取引・決済を (ASEAN+3 Bond Market Forum Sub-forum2 以下:ABMF SF2)は、4月にフェ タがコンサルティングを通じてサポートしている、ASEAN+3 債券市場フォ ラム・サブフォ -ズ 2 報告書「ASEAN+3: ·54 2 27

# 【ABMF の活動にしいて】

債券取引に係る市場債行や規制を調和化(Harmonize)するための共通の場として設置され、2012年4月に、国債 の取引・決済についての調査結果を公表しました。 ABMFは、2010年5月のASEAN+3(日中韓)財務大臣会合での決定を受け、ASEAN+3城内のクロスポー

ASEAN+3 域内における債券決済インフラの標準化に向けた提言を行っています。 について調査し、2013年12月末時点での状況を同一の書式で比較しています。また、その調査結果を元に 今回の報告書は、国債および社債についてASEAN+3各市場における決済および元利払いのフロ や日極複合

けた 2020 年までの、ロードマップを提示する予定です。 、域内債券取引・決済のクロスボ・ 今後、ABMF SF2は債券決済フローについて参照モデルの提示や入力項目のISO20022に準拠した標準化を通 ーダーSTP(Straight through processing)化を推進するとともに、その実現に向

(ASEAN+8 Multi-Currency Bond Issuance Framework: AMBIF)の創設について検討を行っています。 なお、ABMF のもう-ンのサプフォ -ラム(ABMF SF1)では、域内地域間で標準化された衝券発行枠組み

## ABMF におけるNTTデー タの活動にしてと

に関するノウハウを提供するとともに、報告書の執筆および政策提言を行っています。今後はその実現についても検 討を進めていく予定です。 NTTデータは、ABMF SF2のコンサルタントとして、各市場の債券取引・決済に関する調査や取引・決済の標準化

ABMF SF2フェーズ2報告書(アジア開発銀行 ABMF サイト)

11,463KB) (カウンロード)

### ABMF SF1 報告書

http://www.adb.org/publications/proposal-asean3-multi-currency-bond-issuance-framework-ambif (外部リンク) Proposal on ASEAN+3 Multi-Currency Bond Issuance Framework (AMBIF)

## 泰注1:サブフォー

クロスボーダー - での債券取引の自動一類処理化を目標として、取引責行および決済上のメッセ - 2の屋性分・蘇着方にもいた複数を行うフォ 54

# 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社NTTデ

グロースラブジネス事業権通認 ブジネス信画風

泰司、柳澤 孝浩 Tel:050-5547-1282

Published on Asian Development Bank (http://www.adb.org)

## Settlement Infrastructures ASEAN+3: Information on Transaction Flows and

asean3-information-transaction-flows-settlement-infrastructures.jpg

Kawai, Shinji; Inui, Taijii	Author:
978-92-9254-448-5 (print), 978-92-9254-449-2 (web)	ISBN:
Books	Type:
December 2013	Date:

## Description

This report, entitled ASEAN+3 Information on Transaction Flows and Settlement Infrastructure and consisting of three parts, is the result of Phase 2 studies of ASEAN+3 Bond Market Forum (Sub-Forum 2) and enhances the findings of Phase 1. Part 1 provides an overview of ASEAN+3 bond markets and their infrastructure. Part 2 reports on the bond market-related issues of economies in the region. Part 3 contains diagrams of ASEAN+3 bond market infrastructures, domestic bond transaction flows, and cross-border bond transaction flows

# ASEAN+3 Bond Market Forum

The report is the product of the collaborative efforts of the national members and experts and international experts of the ASEAN+3 Bond Market Forum in cooperation with ADB's Office of Regional Economic Integration.

This report is the outcome of a regional technical assistance project, RETA 8049: Harmonization of Bond Standards and Market Practices in ASEAN+3: Support for ASEAN+3 Bond Market Forum, Phase 2 under the ASEAN+3 Bond Market

### Contents

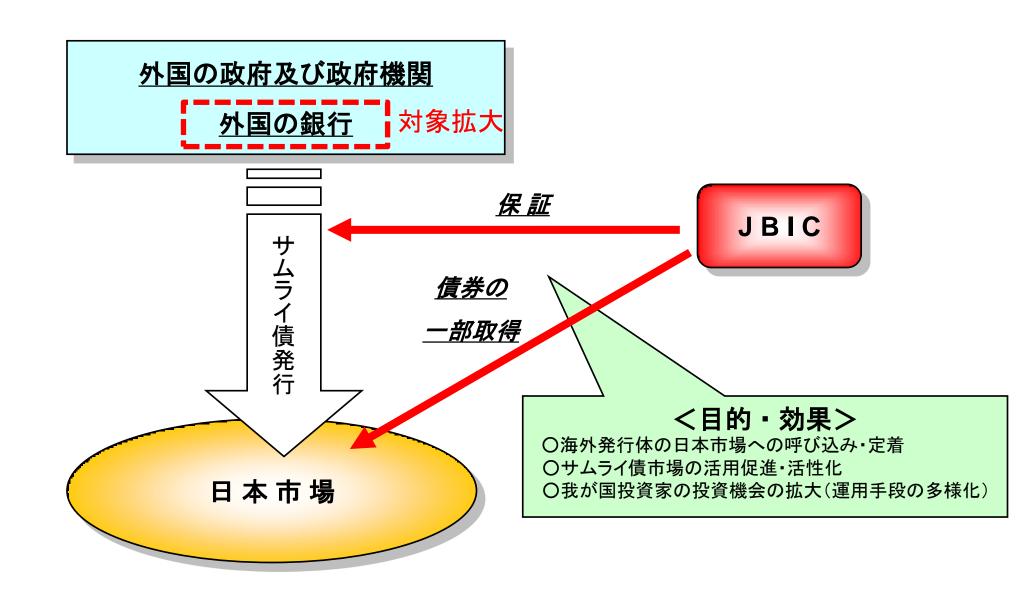
- Bond Markets and Their Infrastructures in ASEAN+3
- Executive Summary
- Introduction
- Methodology and Approach of the Survey
- Findings on Bond Market Infrastructures and Transaction Flows Key Observations and Policy Recommendations
- Knowledge Support
- Next Phase of ABMF SF2 Activities Support and Roadmap
- Conclusion
- Appendixes
- Country Reports
  Brunei Darussalam (BN)
- eople's Republic of China (CN)
- Peup Hong Kong, ca Pesia (ID) China (HK)
- Indonesia
- Japan (JP)
- Republic Cambodia (KH) Republic of Korea (KR)
- Myanmar (MM) Lao PDR (LA)
- Malaysia (MY) Philippines (PH)
- Singapore (SG) Thailand (TH)
- Viet Nam (VN)
- Questionnaire for Phase2 of ABMF SF2
- Bond Market Infrastructure Diagrams, Domestic Bond Transaction Flows, and Cross-border Bond Transaction Flows
- Brunei Darussalam (BN)
- Hong Kong, eople's Republic of China (CN)
  fong Kong, China (HK)
- Indonesia ē
- Japan (JP)
- Republic of Korea (KR) Cambodia (KH)
- Malaysia (MY)

Myanmar (MM)

.ao PDR (LA)

- Philippines (PH)
- Thailand (TH) Singapore (SG)
- Viet Nam (VN)

#### JBICによるサムライ債保証・取得の適用対象拡大



#### 私的整理の在り方の見直し

#### <現行の私的整理の課題>

- 企業の中長期的な競争力強化のためには、企業の新陳代謝が必要であり、その促進に当たっては 事業再生手続の更なる円滑化が重要。
- 法的整理と比較して企業価値の毀損を回避できる等のメリットのある私的整理では、現在、その成立に金融債権者全員の同意を要することとされており、事業再生ADRを始めとする私的整理手続の実務においても、当該同意が手続遅滞の一因になっているとの指摘あり\*。
  - \*諸外国では、金融債権者の多数決に基づき、裁判所の認可によって権利変更の効力が生じる制度が普及している模様
- 多数決による社債権者の権利変更は、会社法上可能であることが、産業競争力強化法により明確化 されたところであるが、金融債権者についての当該措置は未実施。

#### <課題解決に向けた取組>

- 私的整理の在り方を見直すため、平成26年3月に有識者により「事業再生に関する紛争解決手続の 更なる円滑化に関する検討会」が設置された。当検討会では、多数の債権者が合意する合理的な再 建計画に基づき事業再生を行うことが可能となるよう、欧米及びアジアの諸外国の制度や実務を参 考にしつつ、私的整理に係る要件のあり方など、早期事業再生のための新たな枠組みを検討。
- 検討会のメンバーは、法曹界及び学会の有識者によって構成され、金融庁を含む関係省庁等がオ ブザーバーとして参加。
- 第1回目の検討会は、平成26年3月14日に開催。4月より月1回のペースで開催予定。

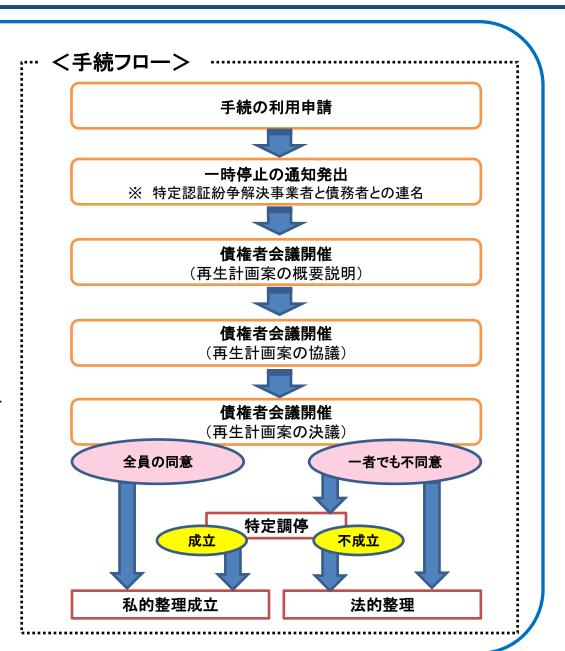
#### (参考)事業再生ADR

#### <制度概要>

- 特定認証紛争解決事業者が事業再生に関 する紛争について和解の仲介を行う手続。
- 企業の事業再生を支援するため、中立的な 専門家である特定認証紛争解決事業者が、 金融債権者及び債務者間の調整を実施。
- 手続実施に当たって、金融債権者及び債務 者双方の税負担を軽減し、債務者に対する つなぎ融資の円滑化等を図る。

#### <根拠規定>

- 〇「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証ADR制度\*に立脚し、 「産業競争力強化法」において規定。
  - \* 訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しよう とする当事者のため、公正な第三者が関与し、 その解決を図る制度



#### 日本版スチュワードシップ・コード①

#### 経緯及び背景

○ 「<u>産業競争力会議</u>」において、「英国のスチュワードシップ・コードの日本版導入」について議論。

#### 「スチュワードシップ・コード」とは

「機関投資家が、投資先企業に対して、いかなる関与をすべきか、について規定した行動原則」のことを指す。 2010年に英国で策定されている。

- これを踏まえ、以下の<u>総理指示</u>(平成25年4月2日)。
  - ・ 内閣府特命担当大臣(金融)は、関係大臣と連携し、企業の持続的成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に 受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。
- さらに、「<u>日本再興戦略</u>」では、日本版スチュワードシップ・コードについて検討を進め、<u>年内に取りまとめる</u>ことが閣議決定 (平成25年6月14日)。

#### 第 I. 総論

「成長への道筋」に沿った主要施策例

・機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップコード)について検討し、取りまとめる。 【年内に取りまとめ】

#### 第Ⅱ.3つのアクションプラン

- 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)
- ○コーポレートガバナンスの強化
- ・ <u>企業の持続的な成長</u>を促す観点から、幅広い範囲の<u>機関投資家が企業との建設的な対話</u>を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。

#### 日本版スチュワードシップ・コード②

#### 「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」における検討

- 平成25年8月5日 「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」を設置。
- 平成25年12月26日 「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」の素案を取りまとめ、公表。 和英両文によるパブリックコメントを実施。
  - ▶ 合計で45の個人・団体から意見の提出。そのうち4割強が海外からの意見。
  - ▶ コードの策定に賛同する立場から、コードの趣旨・内容の確認や一部修文を提案する意見等が大宗。
  - ▶ コードの策定を歓迎する海外からの意見(代表例)は以下のとおり。
    - 本コードは、金融市場システムの透明性をより向上させるとともに、市場参加者(発行体企業と投資家)の間に、より一層のアカウンタビリティをもたらす上で有益であると確信している。その結果、グローバルな金融市場において対日投資がより注目されるようになるだろう。
    - 本コードは、スチュワードシップのベストプラクティス達成に向けた"race to the top"において、機関投資家に継続的な努力を促すものであると考えている。 ベストプラクティスを反映・促進させるために高い基準を設定した本原則に賛同する。
    - 本コード策定の取組みを高く評価する。スチュワードシップのレベルが向上することによる潜在的な利益は大きい。なぜなら、より効率的なエンゲージメントによって投資先企業のガバナンスや業績が改善され、金融危機で大きく動揺した経済全般にわたる信頼回復ににつながるからである。
    - 本コードによって、おそらく日本の投資家が日本の株式市場への投資を増大させることが促進されるだけでなく、日本の株式市場が 海外投資家にとってより魅力のある市場となるだろう。
- 平成26年2月26日 国内外からのパブリックコメントの結果を反映の上、最終確定・公表。
  - ▶ 記載内容の明確化を図るための一部修正等を実施。

#### 日本版スチュワードシップ・コード③

#### 日本版スチュワードシップ・コードの枠組み

- 機関投資家が、各自の置かれた状況に応じて、対応できるような枠組みを設定(この点は英国コードと同じ)。
  - 一機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。ただし、金融庁でコードを受け入れた機関投資家をリスト化して公表する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
    - ※ コードの受入れ表明を行った機関投資家のリストを3ヶ月毎に公表予定。 (初回は5月末締切り、6月初旬公表。)

参考:コードの受入れ表明に当たっては、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」も合わせて公表することを想定。
ただし、初回のリスト公表時には、本年5月末までに受入れ表明のみを行い、
「コードの各原則に基づく公表項目」については、次回(本年9月初め)のリスト更新時までに公表を行うことも可。

- 機関投資家が取るべき行動について、<u>詳細に規定するのではなく、「基本的な原則」を提示</u>("principles-based" approach)。
- 法令のように<u>一律に義務を課するのではなく</u>、機関投資家に対して、個別の原則ごとに、「<u>原則を実施するか、実施</u> しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法("comply or explain" approach)を採用。
- 本コードについては、3年毎に見直しを実施(定期的な見直し・議論により、コードの更なる定着を図る)。

#### 日本版スチュワードシップ・コード4

#### 日本版スチュワードシップ・コードの概要

#### ◆「日本版コード」の7原則の概要

#### 機関投資家は、

- 1. 「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
- 2.「利益相反」を適切に管理すべき。
- 3. 投資先企業の状況を的確に把握すべき。
- 4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
- 5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき(議案の主な種類ごとに整理・集計して公表)。
- 6. 顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべき。
- 7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うべき。

#### ≪「日本版コード」の特色≫

- 日本の実情に応じたバランスの取れたコードとなるよう、
  - ・ 中長期的視点から企業価値及び資本効率を高め、「企業の持続的成長」を促すことが重要である旨を強調。
  - ・機関投資家と企業の間の「<u>建設的な対話」を重視</u>。
  - ・ 企業にとっても有益な対話となるよう、機関投資家に対して、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解を要請。
  - ・ なお、英国コードには、「企業と意見が合致しない場合において、企業への働きかけをエスカレートさせていくこと」や、「他の投資家と共働して企業に対して要求を行うこと」を機関投資家に促す原則が含まれているが、**日本版コードでは、** このような原則は採用せず。

#### 金融庁公表資料の英語化のさらなる充実

#### 5 Financial Services Agency

April 7, 2014

Council of Experts Concerning the Japanese Version of the Stewardship Code

#### Principles for Responsible Institutional Investors 《Japan's Stewardship Code》

- To promote sustainable growth of companies through investment and dialogue - Publication of the final version and invitation to institutional investors to sign up for the Code

#### 1. Finalization of the Japan's Stewardship Code and Summary of Public Comments

The Council of Experts Concerning the Japanese Version of the Stewardship Code (hereafter, the "Council") (Chairman: Professor Hiroyuki Kansaku, The University of Tokyo) was established in August 2013 and had met six times since then.

The Council published an exposure draft of the Code and solicited comments from January 15, 2014 through February 9, 2014.

The Council received comments in Japanese from 26 individuals/entities and 19 in English. Based on the received comments, the Council revised and finalized the Code on February 26, 2014. The final version is provided <a href="here">here</a>.

The summary of comments received and the Council's view on them has been posted <u>in Japanese</u> and will soon be published in English as well. The Council expresses its gratitude for valuable comments.

#### 2. Invitation to institutional investors to sign up for the Code

In its preamble, the Code describes the recommended process of the publication of the list of institutional investors who accept the code as follows:

- 14. To make institutional investors' acceptance of the Code transparent, the Council expects institutional investors who accept the Code to:
  - publicly disclose on their website their intention to accept the Code and information that are required to be disclosed by the principles of the Code, including the policy on how they fulfill the stewardship responsibilities and, if they do not comply with some of the principles, an explanation of the reason;
  - annually review and update the disclosed information; and
  - notify the Financial Services Agency of the address of their website (the URL) used to disclose the information above.

The Council also expects the Financial Services Agency to publish information about the institutional investors who have made the disclosure in a tabular form.

#### 金融庁公表資料の英語化のさらなる充実

In addition to the announcement of the acceptance of the Code, principles of the Code expect supporting institutional investors to disclose the following items:

- (1)Principle 1: disclosure of policy on how institutional investors fulfill their stewardship responsibilities
- (2)Principle 2: disclosure of policy on how institutional investors manage conflicts of interest in fulfilling their stewardship responsibilities
- (3)Principle 5: disclosure of policy on voting (When institutional investors have a practice of lending stocks across the determination date of the voting right, their voting policy should include a policy on lending stocks as well.)
- (4)Principle 5: disclosure ofvoting activity (When institutional investors use the service of proxy advisors, they should publicly disclose the fact and how they utilize the service in making voting judgments as well.)

The above items (1), (2) and (3) are expected to be disclosed publicly together with the announcement of the acceptance of the Code. Along with this, if institutional investors choose not to comply with any of the principles, they should explain the reason for it.

The above item (4) is expected to be disclosed annually.

The Financial Services Agency (FSA) would like to ask accepting institutional investors that all disclosure items be linked to the website (URL) where the announcement of the acceptance of the Code has been disclosed.

Institutional investors can make disclosure either in Japanese or in English (or in both).

The FSA will quarterly update the list of institutional investors. The information as of the end of February, May, August and November respectively will be updated and published early in the following month.

Initial publication of the list, which will cover institutional investors notifying FSA of their intention to accept the Code by the end of May 2014, is scheduled early in June 2014. Those who intend to accept the Code should notify FSA (<code>jstewardship@fsa.go.jp</code>) of the information including the institution's name, name of the person in charge (job title), contact information (email address) and the URL where the above items have been disclosed.

#### IFRSの任意適用の着実な積み上げ

#### 指定国際会計基準任意適用会社(適用予定会社含む) (2014年6月10日時点:計41社)

#### 適用済み(17社)

〇 日本電波工業

〇 住友商事

〇 日本たばこ産業

0 アンリツ

〇 マネックス

O ソフトバンク

〇 双日

〇 楽天

- 〇 中外製薬

- O HOYA
- O DeNA
- 〇 旭硝子
- 〇 ネクソン

- 〇 日本板硝子
- O SBIホールディングス
- 0 トーセイ
- 〇 丸紅

#### ◆任意適用予定を公表(適時開示済)(24社)

- 〇 2014年3月期予定(年度末より) 三井物産、三菱商事、伊藤忠、伊藤忠エネクス、 アステラス製薬、武田薬品、小野薬品、第一三共、 そーせいグループ、リコー
- O2015年3月期予定(第1四半期より) ヤフー、日東電工、エーザイ、 エムスリー、ケーヒン、セイコーエプソン、 伊藤忠テクノソリューションズ

- O2015年3月期予定(年度末より) コニカミノルタ、富士通、参天製薬、 日本取引所グループ
- 〇2015年12月期予定(第1四半期より) クックパッド
- 〇2016年3月期予定(年度末より) LIXIL
- 2017年3月期予定(第1四半期より) 三菱ケミカルホールディングス
- ※ 上記企業以外に、報道等でIFRS任意適用予定とされている企業もある。

#### 公認会計士資格の魅力向上



平成 25 年 11 月 14 日 金融庁

#### 公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について

- 1. 公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成21年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、 経団連・金融4団体による意見交換会を開催しており、課題解決に向けて必要な当面の対応策をアクションプランとして策定、改訂してきています。
- 2. アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大はある程度進んでいると考えられますが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるため、更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。
- 3. 加えて、近年、公認会計士及び監査業界を巡っては、公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にあることや、監査報酬が全体として低減傾向にあることといった 新たな課題が生じてきており、こうした課題についても幅広い関係者が認識を共有し、対話を行っていくことが必要と考えられます。
- 4. このため、今回の意見交換会では、関係者によるアクションプランの取組状況や、金融庁が実施したアンケート(上場会社における公認会計士及び試験合格者の募集・採用実態に関して実施したもの)の結果を共有するとともに、上記の課題について議論を行いました。その上で、当面のアクションプランを改訂し、今後、各メンバーが具体的な取組みを進めていくことが合意されました。
- 5. なお、当面のアクションプランの改訂のポイント(主な追加施策)は以下のとおりです。
  - (1)活動領域の拡大

公認会計士及び試験合格者が在籍している企業にヒアリングを行い、公認会計士等の採用に係るメリット・デメリットについて実態把握を行う。調査の結果は、公認会計士等の活用に関する企業向け広報資料を改訂する際に生かすとともに、日本公認会計士協会が作成する経済界向けの広報マテリアルや、同協会及び当局が主催する企業向け説明会等においても活用されるよう、同協会とも連携していく。

(2)組織内会計士協議会の活性化

日本公認会計士協会の組織内会計士協議会において、組織内会計士の属性別、業種毎の組織化及びそれに応じた施策を検討する。

(3) 公認会計士の魅力の向上策の検討

日本公認会計士協会等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について検討する。

本意見交換会の資料及び参加者については、以下をご参照下さい。

- (別紙1) 当面のアクションプラン(平成25年度改訂)
- (別紙2) 公認会計士等の募集・採用に関するアンケートの結果について
- (別紙3) 公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会メンバー

# 成長性に着目したマーケット指標の普及促進①





平成25年11月6日

株式会社 日本取引所グループ 株式会社 日本経済新聞社

新指数「JPX 日経インデックス 400」の算出・公表開始について

いりました。この度、以下のとおり内容を確定し、来年初から算出を開始することといたしましたのでお知 所(「JPX グループ」)と株式会社日本経済新聞社(「日経」)は、新たな株価指数の共同開発を進めてま らせいたします。 本年7月30日に公表いたしましたとおり、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引

뻅

## 1. 本指数の狙い

満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される新しい株価指数を創生します。これにより、 を図ります。 日本企業の魅力を内外にアピールするとともに、その持続的な企業価値向上を促し、株式市場の活性化 資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を

# 2. 本指数の概要(銘柄選定や算出等に関する詳細は、《算出要領》をご覧ください。)

銘柄選定及び 銘柄入替え方法		対象銘柄	構成銘柄数	<b>名</b>		
① 適格基準によるスクリーニング 下記のいずれかに該当する場合は銘柄選定の対象としない。	以下の手順及び基準に従い、銘柄選定を行います。 (1) スクリーニング	【選定基準】	東証上場銘柄(市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ)	400 銘柄	JPX 日経インデックス 400 (JPX-Nikei Index 400) (略称: JPX 日経 400 (JPX-Nikei 400))	

# 成長性に着目したマーケット指標の普及促進②

- ・ 上場後3年未満(テクニカル上場を除く)
- ・ 過去3期いずれかの期で債務超過
- ・ 過去3期すべての期で営業赤字
- ・ 過去3期すべての期で最終赤字
- 整理銘柄等に該当
- ② 市場流動性指標によるスクリーニング

上記を除く全対象銘柄の中から、以下の2項目を勘案し、上位1000銘柄を選定

- 直近3年間の売買代金
- 選定基準日時点における時価総額

# (2)定量的な指標によるスコアリング

よって総合スコア付けを行います。(ROEと営業利益はスコア付けに際しての取扱いあり) 与します(1位:1000点~1000位:1点)。その後、各3項目のウェイトを加味した合計点に (1)により選定した 1000 銘柄に対して、以下の各 3 項目にかかる順位に応じたスコアを付

- · 3 年平均 ROE:40%
- 3 年累積営業利益:40%
- 選定基準日時点における時価総額:20%

# (3)定性的な要素による加点

銘柄選定及び 銘柄入替え方法

(2)のスコア付けの後、以下の3項目を勘案してスコアの加点を行います。

この加点は、2)の定量的な指標によるスコアリングに対する補完的な位置づけです※。

- 独立した社外取締役の選任(2 人以上)
- ・ FRS 採用(ピュア FRS を想定)または採用を決定。
- 決算情報英文資料のTDnet(英文資料配信サービス)を通じた開示
- (2)の総合スコアのみによって選定を行った場合との差異が最大でも
- 10 銘柄程度となるような加点規模です。

## (4)構成銘柄の決定

(3)の加点の後、スコアが高い頃に400銘柄を選定し、構成銘柄とします。

## 「バッファルール】

前年度採用銘柄に優先採用ルールを設けます。

### 【銘柄入替え】

毎年6月最終営業日を選定基準日とし、毎年8月最終営業日に銘柄定期入替えを実施します。

# 成長性に着目したマーケット指標の普及促進③

起算日·基準值	算出開始予定日	算出方法
平成25年8月30日・10000ポイント	平成26年1月6日(月) 東京証券取引所の相場報道システムからリアルタイム(1秒毎)で配信	浮動株調整時価総額加重型(15%キャップ付き)

### 3. 本指数の構成銘柄について

算出開始時点での構成銘柄(平成25年度選定銘柄)は、《別紙1》をご覧ください。

### 4. 本指数の利用について

センス契約が必要となります。 本指数を金融商品の組成・売出しや第三者提供等で利用する場合、JPX グループ及び日経とのライ

指数値の取得やライセンス契約に係るお問合せ先東京証券取引所 情報サービス部 m n fo pxco.p

### 5.参考情報

本指数の過年度遡及値グラフ等は、《別紙2》をご覧ください。

### 【お問合わせ】

株式会社 日本取引所グループ 広報·R部 株式会社 日本経済新聞社 経営企画室 広報グループ

電話: 03-3666-1361

Em all: index@px.co.p

Em all: index@nex.nikkei.co.p

電話: 03-3270-0251

カイ

### 成長性に着目したマ--ケット指標の普及促進④

## 《別紙1》JPX日経インデックス400構成銘柄(平成26年1月6日時点)

平成25年11月6日公费

構成館構数:400銘構 (注1) 銘語数は、土場廃止等に存い、今後変勢する可能性があります。 (注2) 名数構のキャップ顕際後足動集比中につきましては、決定支票公表します。 (注3) 市場区分の表記については、市場第一部=1、市場第二部=2、マナーズ=M、

大塚彦芸		1000			-
		4755	1 99-		3832
	M	4/51	100万美		340/
は事のフンノ		47.49	1770		0400
温暖のある ひにしいい		4732	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		3402
ロチンンング		9710	ナーションコーランインンへ		1666
D*+**		2776	コーニー ラン・ナーニル・バイ		2000
+  +  +  +  -  1		4709	アンバー		2282
トレンドマイクロ		4704	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3360
2 1 1 / /		4689	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3349
+17.00		4684	日本1一62下級		2215
		4681	一 親目がラーレゼーラルノングロ		1991
した。メルノを・サーニルノンズス		4636	- 野ちた場所を「ランカンく		1020
1000000		1004	こうさう ランスノンス		2021
製ドイノトのフラーデアイノンス		4034	TOTAL TIME STAN		1415
111111111111111111111111111111111111111		4031	- 「ロンが数		3110
2000000		5100	「川瀬と光井子」フトムノンへ		GEOF
日本くろうで		4612	- 「一世のカンアイン		REOR
人共気銀 ラーラナムノンス		4561			ZEDE
十日一つン地球ドーラドムソウス		4569	トースジャでキョンドーラアスプクス		3088
		4568	1 3. フロソトンナイラング		3086
17年20月		4555	1 MonotaRO		3064
東和燕品	_	4553	1 ピックカメラ		3048
みらかホールディングス	_	4544			2914
テルモ	-	4543	日清食品ペースディングス	_	2897
田岡田	_	4541	1 東洋水産		2875
ツムラ	_	4540	コーリキフム		2871
参加 2000 日本 1000 日本 10		4536	# 5 # 5 # 5 # 5 # 5 # 5 # 5 # 5 # 5 # 5		2809
対日本教		4524	196米		2000
か非常様		9204			2013
ローマ対形		4527	1 2 2		2768
T-\$4		4523	J フィールス		2767
<b>土生財務</b>		4521	1 13/4		2726
中夕燈遍	_	4519	」 日本マクドナルドホールディングス		2702
田辺三菱製菓	-	4508	アダストリアホールディングス	_	2685
指野難想來	_	4507	XKI		2681
アステラス製薬		4503	Hーボーシー・マート		2670
2011年		4502	Ш		2651
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		4452	大		2607
野社の口名の所		4307	十つノラーラナベンウム		2503
四本代謝		4272	- アヤハクバーレボーブアイソクス		2502
日均代表	_	4217	H		2432
李都興歷	1	4208	1 エムスリー		2413
アイカ工業	_	4208	1 カカクコム		2371
日本ゼオン		4205	日本ハム		2282
2.10万		4204	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2270
ロチロ英の浄土様		4201	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		7022
三瀬ケミカルボールディングス		4188	一旦最終で		2212
		4185	i,		2131
協和発酵キリン	-	4151	1 日清製物グループ本社		2002
日本建設	_	4114	1 東芝プラントラステム		1983
日本パーカライジング		4095	110 (11)		1963
大幅日巻		4/91	は行うこと		1951
市際10十十米 117、41-41		4000	- マランス・イギ		020
南部介む日春		4061	4		181
<b>对语合联</b>	_	4045	1 大東建託		1878
東ンー		4042			0012
日産化学工業		4021	- 収容エコーボフーション		1808
おお願け		4004	大成建設		108
世十等十万ナイング人		3941	- コキンベミーラナイノンベ		799
インターネットイニシアテイン		3774	1 国際市道家保治市		1605
H		3765	- バレムマ・ドーラナムソウス		1

# 成長性に着目したマーケット指標の普及促進⑤

別無1

	,		0700
長瀬産業	8012	1 ジーエス・ユアキローボフーション	6674
丸柜	8002	オムロン	6645
伊藤忠商事	8001	日本電産	6594
=73	7980	2 大学会	6588
こンセック	7088	- 中三冊集	8029
エンドコ	7947		6503
アシックス	7936	1 24	6502
ス・グルー	7860	1 日立製作所	6501
バンダイナムロホールデイングス	7832	- THX	6481
キャノン	7751 1	不二級	6474
HOYA	7741	リジェイテクト	6473
サセンの部件	7739	1 日本様工	6471
方は当時	7701	ナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0403
スキボールナインクス	7649	1 セカサミーボールナインクス	6460
ッドアロー	7606	***	6448
ガンベーインターナショナル	7599	」 ユニバーサルエンターテインメント	
VTホールディングス	7593	1 SANKYO	6417 1
サイゼリヤ	7581	1 担告	6412
カンツョードーラルイングス	7650	・ 採回土米	6371
ない セナーヤ	7707	1 服田工株	6370
ロートン板筒	7516	十 代田七丁漢版	6366
第一周查	7458	1 供源健存所	6361
<b>加州</b>	7453	クボタ	6326
	7451	日本語彙	6305
サイ・イン サッケ	7309		6301
エフ・シー・シー	7296	SMC	6273
が	7282	1 ナプテスコ	6268
25/25	7280 1	J ニューフレアテクノロジー	6256
エクセディ	7278	1 単田山野森森	6201
- 人名英格雷	7276		6146
11:2学表	7270	日本発揮	161
スズキ	7269	J ジーテクト	
本田技研工業	7267	1 ユニブレス	5949
ハーノノ主旨	7262	コンチン	5947
セランドックセンセム	7248	TPSEボーラヤベンクス	5857
	7246	KS:	5802
大同メタル工業	7245	I DOWAホールディングス	5714 1
カヤバ工業	7242	- 住友食調料日	713
NOK	7240	一川料料電場米	5711
	7206	一日本人間本中	5631
下当今自動車	7203	1 日立金属	5486 1
中国の大学の日本の	7202	大同特殊額	5471 1
	7904	1 1 1 1	5401
三年第日業	7012	ニチアス	5393
川瀬神日勝	7011	日本年深層樂	5334
日本条約	7004	TOTO	5233
村田製作所	6981	日本電気研子	5214
京セラ	6971 1	1 地震子	5201 1
浜松ホトニクス	6965	1 出版三ゴム工業	5196
スタンフー商民	6923	コンジザストン	5108
	6902	東洋ゴム工業	5105
シスタックス	6869	1 横浜ゴム	5101
発動性に対	6861	1 JXボールディングス	5020
日本光鶴工業	6849	1 其際セネラル石油	5012
アズビル	5845	古油	5002 1
て口も明泰	6806	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4967
ソニー	6758	資件製	4811
富士通ゼネラル	6755	コニカミノルタ	4902
7:100	6754	はサンスラスボーラドイングス	4901
	20121		

# 成長性に着目したマーケット指標の普及促進⑥

別紙1

9 サンドラッグ	6866	異族指 ーモー ラルスソ な ス	1	8766
-		第一生命保険	+	8750
1 ファーストリ	インガス	オールチ	-	8729
_	9962	日本吸引用グループ	_	8697
-	9956	即させーラルイングメ	-	8804
-	9948	マホリボーラアイングス	-	8600
1 王称フードサービス	9936	三巻UFJリース	-	8593
	9843	1	-	8591
- コムノンムシュ	10/07	メキンジノナンジャニキーエ 3		9570
-	9783	京東銀行	-	8544
1 17%	9766	1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	-	8524
_	9735	ナラスト	N	8508
-	9719	果原センチュリーリース	-	8439
-	9697	因銀リース	-	8425
1 アインファーマシーン	9627	美容総合リース	-	8424
1	9613	山口フィナンシャルグパープ	+	8418
	200	<b>キャードレイナンシャング・バーレ</b>	-	8411
_	8602	カレン銀币	-	8410
-	9532	在米部六	-	00000
の一般の可能	9531	その はんしん ノフトラング・フ		2979
		元を受け		8977
- NITALIN	9437	いまされ		8659
-	9435	スルガ銀行	-	8358
-	9433	十六龍行	-	8356
- 四外前路勘謀	100	静岡銀行	=	8355
-	9404	ふへだなレイナソウャラグラー	-	8354
-	9375	報源整合	-	8334
- TES	9364	排 關 論 的		2000
	2026	<b>非常数的</b>		1000
一直の一	9806	日本のアイ製力		1750
-		日単住友フィナンウャラグラー	-	8316
-		三井住友トラスト・ホールディングス	-	8309
2 1 日本通道	9062	りそなホールディングス	-	8308
1	y	川根コドンフィナンシャス・グスー	+	8306
-	9045	あおぞら銀行	-	8304
	9042	新年銀行	_	8303
	9041	ケーメボードディングス	-	8282
2 一 明朝宗帝教出	1506 Y.C.	エーークラーン・ボーラナインウム	-	8973
-		(4)	-	8267
-	9020	クレディセゾン	-	8253
_	9009	多語師	1	8233
_	9006	しまむら	-	8227
7 - 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	9007	TALL STATES		8218
	9005	AOXIHーニルンズ×		2914
- 海共衆語	9001	果黙ボースケインクス	-	8129
-	8933	11	-	8113
-	8905	養養養養	1	8088
1 タカラワーベン	8897	三淡杏井	+	8058
-	8876	住友商事	-	8053
	8870	三年 1	-	8051
0 中級个選擇	8840	また イフン・コン	-	9036
	2089	日井参選		1500
-	8801	ファミリーマート	-	8028
-	8795	洋莎	-	8020
7 (D-8/07)	1	•	10 ABIC 27	L

### 成長性に着目したマーケット指標の普及促進⑦

別紙2

別紙2 過年度潮及値グラフ等

### (1) パフォーマンス



	月次平均(年換	
	JPX 日経 400	TOPIX
20068末 - 20078末	2.0%	-1.1%
20078末 - 20088末	-22.6%	-22.8%
20088末 - 20098末	-21.9%	-21.6%
20098末-20108末	-12.6%	-16.2%
20108末-20118末	-3.0%	-3.1%
20118末 - 20128末	-1.6%	-3.3%
20128末 - 20138末	41.9%	44.3%
20068末-20138末	-2.5%	-3.4%

※2006年8月31日を10000ポイントとして試算しております。

### (2) 定期入替え時の回転率

	2007 入替え時	2008 入替え時	2009 入替え時	2010 入替え時	2011 入替え時	2012 入替え時	2013 入替え時
入替え銘柄数	47	38	63	57	56	55	54
回転率(時価総額ベース・片道)	6 1%	5.6%	10.6%	7.4%	7.9%	6.6%	%Q.8

※上記パフォーマンス及び回転率の計算に当たっては、定性的な要素による加点及び前年度採用銘例の優先採用ルールを適用しておりません。

本的科は、株式会社日本地が開きなープ(はと、「JPX という。)、株式会社東京連多取引展(以と「東京」という。)はと、JPXと東連を維修して「JPXグレーブ」という。)及び株式会社日本経済傾倒社(以と「日整」という。)な、JPX 日登 400〜の理解を高めるために作成した情報という。 「教育できる」、各価値表の発質等に関する動態等を行って、その実力を行うない。 数字を予用しても発生するいなると予用文法性を行って、その実力を行うない。

### 成長性に着目したマーケット指標の普及促進⑧

別紙2

### (3) 3年 ROE 単純平均値 (平成 25 年度廣定銘柄を対象)

JPX 日経 400 構成銘柄	11.1%
TOPIX 構成銘柄	5.7%
非構成銘柄(※)	3.9%

(※) 全上場銘柄のうちの JPX 日経 400 非構成銘柄が対象 3 年平均 ROE の値が 100%以上又は-100%以下の銘柄は除いて計算

### (4) 市場区分分布 (平成 25 年度選定銘柄を対象)

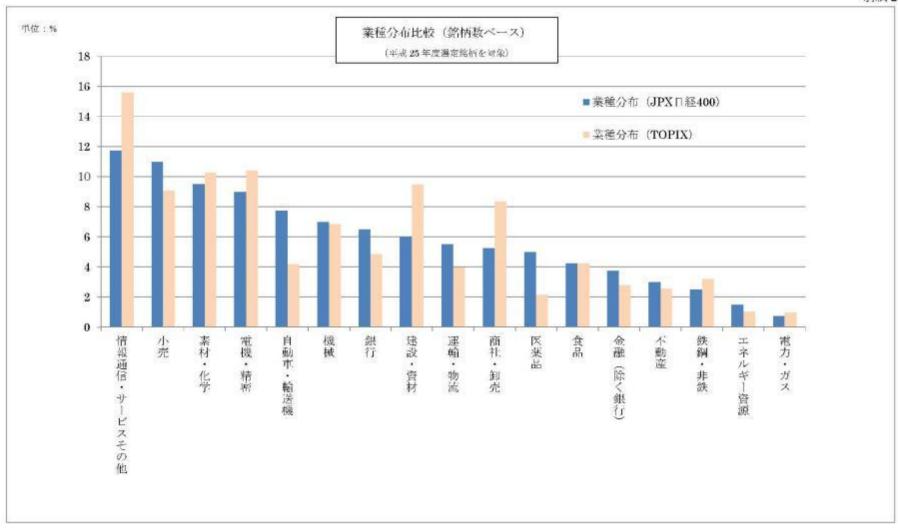
市場区分	銘柄数
市場第一部	386
市場第二部	1
マザーズ	2
JASDAQ	11

### (5) 業種別分布 (平成25年度基定銘柄を対象、TOPIX-17シリーズの業種による区分に基づく)

業種区分	銘柄数
食品	17
商社・卸売	21
建設・資材	24
エネルギー資源	6
情報通信・サービスその他	47
機械	28
不動産	12
小売	44
素材・化学	38
白動車・輸送機	31
電機・精密	36
医薬品	20
鉄鋼・非鉄	10
金融 (除く銀行)	15
銀行	26
運輸・物流	22
電力・ガス	3
승計	400

### 成長性に着目したマーケット指標の普及促進⑨

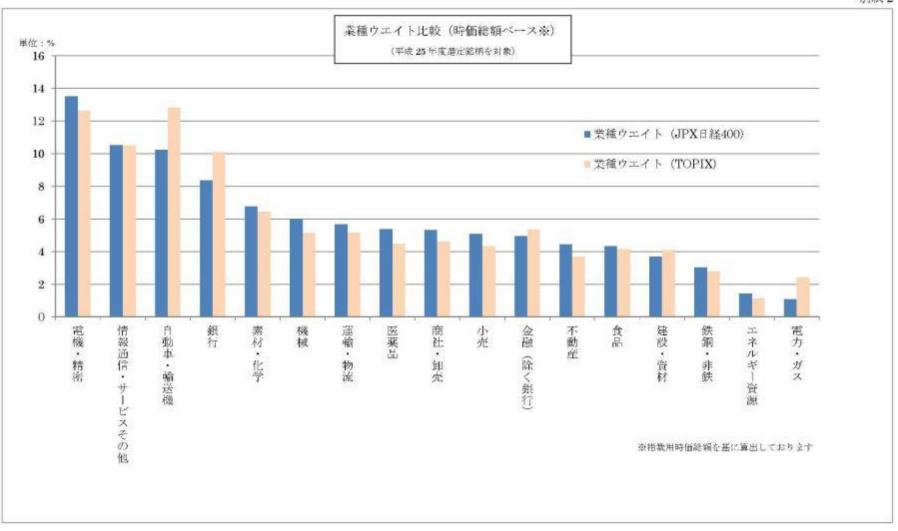
別紙2



本的科は、株式会社日本取り時をループ(以下、「JPX という。)、株式会社東京は多取引所(以下「4点 という。)以下、JPXと東京を総称して「JPXグループ」という。)及び株式会社日本配資網別社(以下「月経」という。)が、現X日経400〜の理解を高めるために作成した資料であり、石橋融系の希質等に関する観測等を行うためのものではない。また、即X日経400での理解を高めるために作成を認識している。 した資料であり、石橋融系の希質等に関する観測等を行うためのものではない。また、即X日経400で専出書しては公表に係る講講、運送者しては中断、その専出者しては公表の方法の変更、即X日経400者しては本質料に影響された情報の利用又はこれらに動きる事品により発生するといわらり発用又具得で達けった。その責めを行わない。

### 成長性に着目したマーケット指標の普及促進⑩

別紙2



本的材は、株式会社日本地所等かープ(以下、「JPX という。)、株式会社東京記念取引所(以下「中級」という。)(以下、JPX 日本地資明開発(以下「中級」という。)、研X 日述 400 小の理解を高めるために作成 した資料であり、占価減乏の希望等に関する動造等を行うためのものではない。また、理X 日経 400 の専出書しては会談に係る講談、連述書しては会談の方法の変更、理X 日経 400 著しては本資料に記載された情報の利用又はこれらに 動する事由により発生するこのから合理又は指書等について、その資助を行わない。

### 金融庁公表資料の英語化のさらなる充実(再掲)

### 5 Financial Services Agency

April 7, 2014

Council of Experts Concerning the Japanese Version of the Stewardship Code

### Principles for Responsible Institutional Investors **《Japan's Stewardship Code》**

- To promote sustainable growth of companies through investment and dialogue - Publication of the final version and invitation to institutional investors to sign up for the Code

### 1. Finalization of the Japan's Stewardship Code and Summary of Public Comments

The Council of Experts Concerning the Japanese Version of the Stewardship Code (hereafter, the "Council") (Chairman: Professor Hiroyuki Kansaku, The University of Tokyo) was established in August 2013 and had met six times since then.

The Council published an exposure draft of the Code and solicited comments from January 15, 2014 through February 9, 2014.

The Council received comments in Japanese from 26 individuals/entities and 19 in English. Based on the received comments, the Council revised and finalized the Code on February 26, 2014. The final version is provided <a href="here">here</a>.

The summary of comments received and the Council's view on them has been posted <u>in Japanese</u> and will soon be published in English as well. The Council expresses its gratitude for valuable comments.

### 2. Invitation to institutional investors to sign up for the Code

In its preamble, the Code describes the recommended process of the publication of the list of institutional investors who accept the code as follows:

- 14. To make institutional investors' acceptance of the Code transparent, the Council expects institutional investors who accept the Code to:
  - publicly disclose on their website their intention to accept the Code and information that are required to be disclosed by the principles of the Code, including the policy on how they fulfill the stewardship responsibilities and, if they do not comply with some of the principles, an explanation of the reason;
  - annually review and update the disclosed information; and
  - notify the Financial Services Agency of the address of their website (the URL) used to disclose the information above.

The Council also expects the Financial Services Agency to publish information about the institutional investors who have made the disclosure in a tabular form.

### 金融庁公表資料の英語化のさらなる充実(再掲)

In addition to the announcement of the acceptance of the Code, principles of the Code expect supporting institutional investors to disclose the following items:

- (1)Principle 1: disclosure of policy on how institutional investors fulfill their stewardship responsibilities
- (2)Principle 2: disclosure of policy on how institutional investors manage conflicts of interest in fulfilling their stewardship responsibilities
- (3)Principle 5: disclosure of policy on voting (When institutional investors have a practice of lending stocks across the determination date of the voting right, their voting policy should include a policy on lending stocks as well.)
- (4)Principle 5: disclosure ofvoting activity (When institutional investors use the service of proxy advisors, they should publicly disclose the fact and how they utilize the service in making voting judgments as well.)

The above items (1), (2) and (3) are expected to be disclosed publicly together with the announcement of the acceptance of the Code. Along with this, if institutional investors choose not to comply with any of the principles, they should explain the reason for it.

The above item (4) is expected to be disclosed annually.

The Financial Services Agency (FSA) would like to ask accepting institutional investors that all disclosure items be linked to the website (URL) where the announcement of the acceptance of the Code has been disclosed.

Institutional investors can make disclosure either in Japanese or in English (or in both).

The FSA will quarterly update the list of institutional investors. The information as of the end of February, May, August and November respectively will be updated and published early in the following month.

Initial publication of the list, which will cover institutional investors notifying FSA of their intention to accept the Code by the end of May 2014, is scheduled early in June 2014. Those who intend to accept the Code should notify FSA (jstewardship@fsa.go.jp) of the information including the institution's name, name of the person in charge (job title), contact information (email address) and the URL where the above items have been disclosed.

### 金融庁における英語によるワンストップ窓口について

○ 金融庁に、英語によるワンストップ窓口を設置(26年4月1日)。英語による照会・質問を 一元的にメールにより受け付け、英語にてメール回答を行う。

### Financial Services Agency

Ask J-FSA: J-FSA's one stop contact point for your inquiries

If you need further information concerning: (1) interpretations of laws and regulations or (2) specific procedures necessary to practice in the Japanese financial market, please contact us at the following postal or email address with your name, company name, contact address, telephone number and email address included in the message. We will reply to the email address you provide.

Please note that if your request is outside the FSA's scope of business, we may ask you to contact another appropriate ministry, agency or organization. Thank you for your understanding.

### 質問者

http://www.fsa.go.jp/en/contact.htmlにアクセス

equestion@fsa.go.jp宛に、英語にて照会・質問内容を送付

金融庁

ワンストップ窓口において、一元的に受付 ↓ 英語にて回答作成・メール送付

### 女性の登用を促すための施策の検討

### 「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成26年1月20日産業競争力会議決定)抜粋

- I. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現
- 1. 女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革
  - ①「女性が輝く日本」の実現

企業における意思決定層への女性の登用を促進するため、役員・ 管理職への登用に関する目標設定の奨励や、有価証券報告書等を 通じた情報開示の促進を含め、所要の方策について検討する。